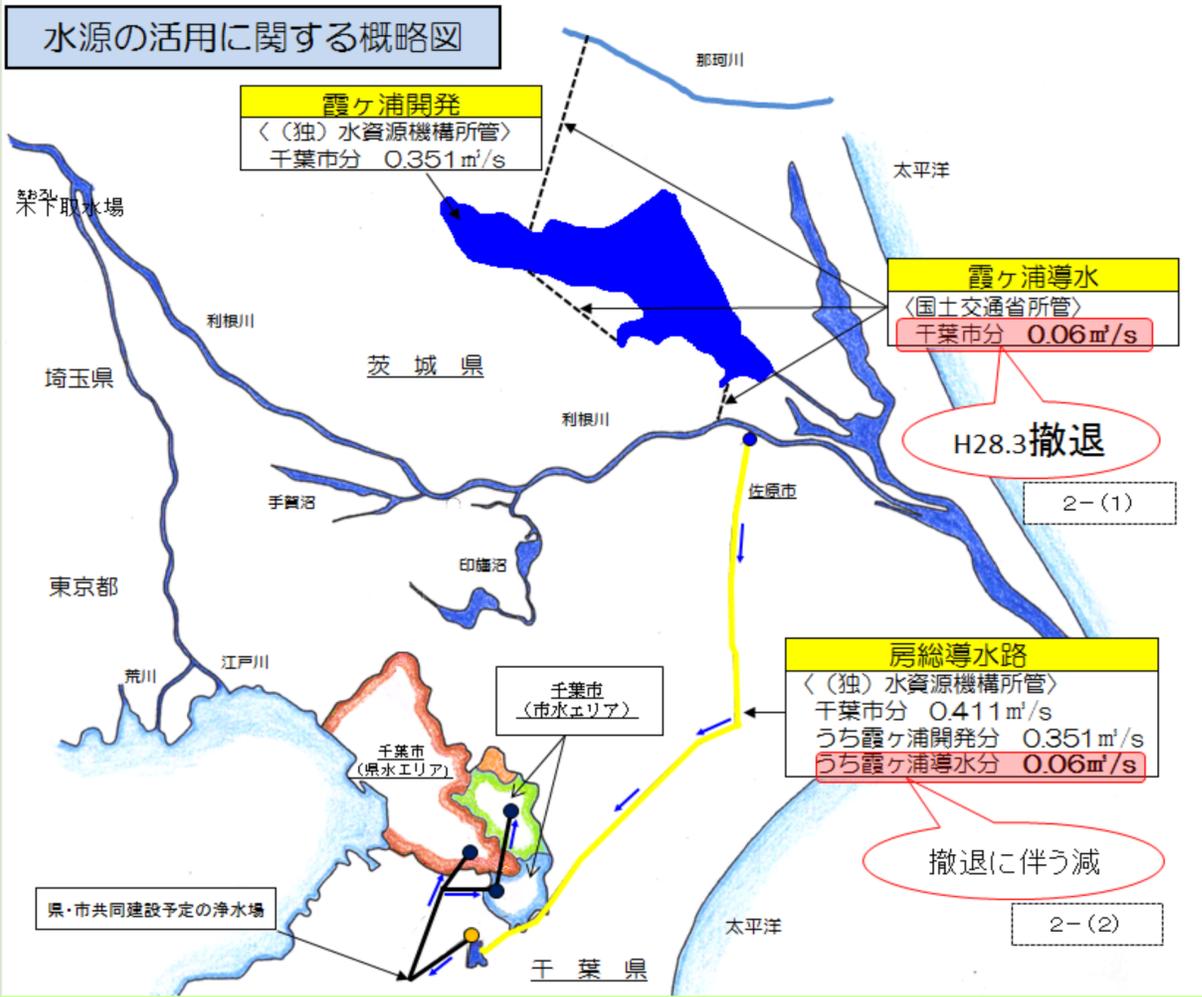


霞ヶ浦導水事業撤退に伴う処理について



2 必要な経理処理等について

平成30年度において、霞ヶ浦導水事業に係る部分445百万円、房総導水路事業に係る部分1,237百万円、合計1,682百万円の経理処理等が必要になります。それらの財源のうち409百万円が一般会計繰入金となります。

(1) 霞ヶ浦導水事業 (0.06m³) に係る部分 (単位:百万円)

処理、手続	処理、手続内容	金額	財源
経理処理	資産(水源)の除却処理※1	413	特別利益※2 162 一般会計補助金※3 251
支払残金等精算手続	割賦負担金残額の支払い(総額380百万円)	4	一般会計出資金※4 4
	企業債の繰上償還元金(総額77百万円)	25	一般会計出資金 25
	企業債の繰上償還利子(総額46百万円)	3	一般会計補助金 3
計		445	

※1の内訳 (税抜) 取得額 368百万円 企業債利息分 45百万円

(2) 房総導水路事業 (0.06m³) に係る部分 (単位:百万円)

処理、手続	処理、手続内容	金額	財源
経理処理	資産(水源)の除却処理※5	1,235	特別利益 1,111 一般会計補助金 124
支払残金等精算手続	割賦負担金残額の支払い(総額1,142百万円)	2	一般会計出資金 2
計		1,237	

※5の内訳 (税抜) 取得額 1,124百万円 管理費負担分111百万円

※2特別利益：資産(水源)取得時に活用した国費及び負担金
 ※3一般会計補助金：収益的収支の繰入金
 ※4一般会計出資金：資本的収支の繰入金
撤退に伴う費用・財源の合計 各1,682
財源のうち、一般会計繰入金 409

なお、霞ヶ浦開発分(0.351m³/s)を含む房総導水路管理費負担金(平成28年度決算55百万円)は、霞ヶ浦導水分約8百万円について減額できるよう利水者間協議を行っていきます。

1 霞ヶ浦導水事業撤退に至るまでの経緯

- 昭和44年 7月 簡易水道事業を引き継ぐ。(土気町との合併による)
- 昭和49年12月 第1次拡張事業認可(土気、大椎・板倉、越智地区の簡易水道事業統合)
- 昭和59年 5月 房総導水路施設利用権を取得(0.06m³/s)
- 昭和60年 3月 霞ヶ浦導水事業水利権を取得(0.06m³/s)
- 昭和60年 3月 第2次拡張事業認可(土気地区全体への給水地区拡大)
- 平成15年 3月 第3次拡張事業方針決定
- 平成15年 4月 第3次拡張事業認可(若葉区泉地区への給水のため)
- 平成17年 3月 霞ヶ浦開発事業の水利権を取得(0.351m³/s)
- 平成18年 3月 房総導水路の施設利用権を取得(0.351m³/s)
- 平成23年 2月 霞ヶ浦導水事業から撤退を表明(国土交通省より霞ヶ浦導水事業について、ダム事業の再検証手順に基づく参加継続の意思の有無について確認要請があり、「参加継続の意思なし」と回答。)
- 平成23年 8月 霞ヶ浦導水事業への参画中止のため、事業再評価を行い「千葉市水道事業運営協議会」に諮り「当該事業への参画は中止が妥当である。」との審議結果を得た。
- 平成23年 9月 厚生労働省へ「事業再評価」の審議結果を報告。
- 平成28年 3月 国土交通省の第4回事業計画変更により千葉市の撤退項目が盛り込まれた。
- 平成28年 9月 国土交通省関東地方整備局に確認したが、霞ヶ浦導水事業撤退に伴う経理処理等の詳細な時期、内容は示されなかった。
- 平成29年 9月 国土交通省関東地方整備局から連絡があり、経理処理等を平成30年度に実施して欲しい旨の打診があった。

3 平成30年度一般会計繰入金への影響額

平成30年度予算要望における一般会計繰入金総額は1,568百万円となっており、平成29年予算額1,384百万円に対して184百万円の増となっています。一般会計繰入金総額のうち409百万円が撤退に必要な経理処理等の財源となっていますが、経理処理等に伴う実際の繰入金への影響額は以下のとおりです。(単位:百万円)

処理、手続内容	補助金への影響額 (A)	出資金への影響額 (B)	繰入金総額への影響額 (A+B)
ア 資産(水源)の除却処理(霞ヶ浦導水)	251	△251	0
イ 割賦負担金残額の支払い(霞ヶ浦導水)	-	4	4
ウ 企業債の繰上償還元金	-	25	25
エ 企業債の繰上償還利息	3	-	3
オ 資産(水源)の除却処理(房総導水路)	124	△124	0
カ 割賦負担金残額の支払い(房総導水路)	-	2	2
計	378	△344	34

- (1) ア、オの「資産(水源)の除却処理」により、補助金が増加することにより、同額の内部留保資金が発生するため、出資金が減少します。このため、一般会計繰入金総額は変わりません。
- (2) イ、ウ、カについては資本的収支における支出であるため、出資金が増となります。
- (3) エについては、収益的収支における支出であるため、補助金が増加します。
- (4) 合計としては、補助金が378百万円増加しますが、出資金が344百万円の減となり、一般会計繰入金総額は、34百万円の増加となります。